

事務連絡
令和5年12月13日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部（局） 御中
〔特別区〕

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定による記録様式のサンプル等について

生活衛生関係営業への取組につきましては、平素より、御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第52号。以下「改正法」という。）が本日施行されたため、これまで通知しているとおり、引き続き適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、改正法附則第3条第2項においては、旅館業の営業者は、当分の間、改正法による改正後の旅館業法（以下「改正旅館業法」という。）第5条第1項第1号又は第3号のいずれかに該当することを理由に宿泊を拒んだときは、厚生労働省令で定める方法により、その理由等を記録しておくものとされたことを踏まえ、別添1のとおり、改正法附則第3条第2項に係る記録様式のサンプルを作成しました。

併せて、衆議院厚生労働委員会における「新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」及び参議院厚生労働委員会における「新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の中で「営業者の実施した協力の求めの内容等について適切に把握し、その適正性・公平性を確認すること」とされたほか、「旅館業の施設において特定感染症の感染防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別防止に関する指針」（令和5年11月15日厚生労働大臣決定）において、「法第4条の2第1項の規定に基づいて報告及び客室待機の協力を求めたときは、当該協力の求めを行った日時や対象者の氏名、求めた内容等を記録しておくことが考えられる」とされたことを踏まえ、別添2のとおり、改正旅館業法第4条の2第1項第1号に係る記録様式のサンプルを作成しま

した。

これらについては、都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）において、改正旅館業法第7条第1項に基づいて報告を求める際に用いやすいよう、必要に応じて修正の上、管下営業者に対して周知いただきますよう、お願いいたします。

また、改正法による改正後の旅館業法等の内容に関する研修ツールについて、説明動画を作成し、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/kaiseiryokangyohou/>）に掲載しましたので、情報提供いたします。

加えて、「旅館業法施行令等の一部を改正する政令等の公布等について」（令和5年11月15日付け厚生労働省健康・生活衛生局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長連名通知）において、「都道府県等においては、管下の旅館業の施設の営業者に対し、法第3条の5第2項の研修内容の理解を促す講習会等を行うことが望ましい」としていることを踏まえ、別添3のとおり、当省で作成した改正旅館業法に係る講演資料を共有しますので、必要に応じてご活用いただきつつ、都道府県等におかれましても、管下の旅館業の施設の営業者に対し、改正旅館業法第3条の5第2項の研修内容の理解を促す講習会等の実施について検討いただきますよう、お願いいたします。